

# 診療報酬と施設基準の届出（概要）

## ～ がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関の連携 ～

2011(H23). 8. 11 地対協事務局

### 1 趣旨

- がん診療連携拠点病院等（準じる病院を含む。以下「**計画策定病院**」という。）と地域の医療機関（以下「**連携保険医療機関**」という。）の連携による一連の治療計画の整備が進んできた。
- このため、患者が身近な環境で質の高いがん医療を受けられる医療提供体制を推進する観点から、2010年度（平成22年度）の診療報酬の改定において、計画策定病院と連携保険医療機関が、がん患者の退院後の治療を、あらかじめ作成し共有された計画（以下「**地域連携診療計画**」という。）に基づいて、連携して行うとともに、適時・適切に診療情報を提供することが評価されることとなった。
- 新設されたものは、連携保険医療機関には「**がん治療連携指導料**」、計画策定病院には「**がん治療連携計画策定料**」である。
- また、これらの診療報酬の算定に当たっては、連携保険医療機関、計画策定病院ともに、あらかじめ中国四国厚生局（指導監査課）に対し、施設基準の届出を行う必要がある。

### 2 連携保険医療機関の場合

#### (1) 診療報酬（告示）

##### B005-6-2 がん治療連携指導料 300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（計画策定病院を除く。）が、区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した患者であって入院中の患者以外のものに対して、地域連携診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、計画策定病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定する。

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料（I）の費用は、所定点数に含まれるものとする。

#### (2) 地域連携診療計画（留意事項通知（抜粋））

あらかじめがん診療連携拠点病院等において、がんの種類や治療方法等ごとに作成され、当該がん診療連携拠点病院等からの退院後の治療を共同して行う複数の連携保険医療機関との間で共有して活用されるものであり、病名、ステージ、入院中に提供される治療、退院後、計画策定病院で行う治療の内容及び受診の頻度、その他必要な項目が記載されたものである。

#### (3) 施設基準（施設基準告示）

##### 第三・八の三

- (1) 地域連携診療計画において連携する保険医療機関として定められている保健医療機関であって、当該地域連携診療計画をがん診療連携計画策定料を算定する病院と共有するとともに、あらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。
- (2) がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されていること。

#### (4) 届出

ア 届出先 中国四国厚生局 指導監査課（082）223-8209  
（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館2階）

イ 届出様式 別添2「特掲診療料の施設基準に係る届出書」  
様式13の3「がん治療連携指導料の施設基準に係る届出書添付書類」  
様式13の4「連携計画の例 ○○○治療に関する連携計画書」

※中国四国厚生局HP <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/>

申請・届出等の案内 ⇒ 施設基準の届出等

⇒ 特掲診療料の届出一覧（区分番号2-20「がん指」）からダウンロードできる。

## <参 考>

### 計画策定病院の場合

#### (1) 診療報酬 (告示 抜粋)

##### B005-6 がん治療連携計画策定料 750点

注1 入院中のがん患者の退院後の治療を総合的に管理するため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関（以下「**計画策定病院**」という。）が、あらかじめがんの種類やステージを考慮した地域連携診療計画を作成し、がん治療を担う別の保険医療機関と共有し、かつ、入院中のがん患者に対して、患者の同意を得た上で、当該計画に基づき当該患者の治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る。）に、**退院時に1回に限り**所定点数を**算定**する。

2 注1の規定に基づく当該別の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料（I）の費用は、所定点数に含まれるものとする。

3 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料（II）又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

#### (2) 施設基準 (施設基準告示・取扱い通知 抜粋)

がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院であること。

##### ○ がん診療連携拠点病院の指定を受けた病院

厚労省通知（「がん診療連携拠点病院の整備について」平成20年3月1日健発第0301001号）に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けた病院

福山・府中二次保健医療圏（1病院）

⇒ 福山市民病院

##### ○ がん診療連携拠点病院に準じる病院

都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院

福山・府中二次保健医療圏（2病院）

⇒ 独立行政法人国立病院機構 福山医療センター

公立学校共済組合 中国中央病院

#### (3) 届 出

ア 届出先 中国四国厚生局 指導監査課

イ 届出様式 (省略)

別添2「特掲診療料の施設基準に係る届出書」

様式13の2「がん治療連携計画策定料の施設基準に係る届出書添付書類」

様式13の4「連携計画の例 ○○○治療に関する連携計画書」

※中国四国厚生局HP <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/>

申請・届出等の案内 ⇒ 施設基準の届出等

⇒ 特掲診療料の届出一覧 (区分番号2-19「がん計」) からダウンロードできる。